

議員提出議案第 4 号

藤岡市市道等迷惑行為防止条例の制定について

藤岡市市道等迷惑行為防止条例を次のとおり定める。

平成24年11月29日提出

**平成25年 3月 4日否決**

提出者 茂 木 光 雄

賛成者 橋 本 新 一

藤岡市条例第 号

藤岡市市道等迷惑行為防止条例

(目的)

第1条 この条例は、市道等における迷惑行為の防止に係る施策を定めることにより、市民や来訪者が利用する市道等の安全で快適な環境の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「市道等」とは、市内に所在する市道、ガードレール、標識及び街路灯をいう。

(迷惑行為の禁止)

第3条 何人も、市道等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 道路及び器物を損傷し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 立ち木、草花等を道路にはみ出させること。
- (3) 自転車、原動機付自転車及び飼い犬のふん等を不法に放置すること。
- (4) たばこの吸い殻、紙くず、チューインガムのかみかす、空き缶、ペットボトル等を不法に投棄すること。
- (5) 座込み、寝そべりその他これらに属する行為をすること。
- (6) 球戯、ローラースケート、スケートボードその他これらに属する行為をすること。

2 市長は、前項各号に掲げる行為に該当すると認められるときは、当該行為を行った者に対し、違反物件の撤去、違反行為の中止を命じることができる。この場合において、市長の命令に応じないときは、必要な措置を講じることができる。

(費用請求)

第4条 市長は、前条第2項に規定する命令に応じない者に対し、違反物件の撤去又は廃棄等に要した費用を請求することができる。

(公表)

第5条 市長は、第3条第2項に規定する命令に応じない者の氏名を公表することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。